（学科等の認定の取消し）

第九条　経済産業大臣は、第五条第一項の学科等の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　認定学科等が第五条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

二　虚偽又は不正の事実に基づいて学科等の認定を受けたとき。

三　第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五　学校教育法その他の法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

2　経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならない。

様式第1（告示第2条関係）

受理年月日	
認定年月日	

収入印紙
（収入印紙は消印しないこと）

情報処理安全確保支援士試験
免除対象学科等認定申請書

年　月　日

経済産業大臣
独立行政法人情報処理推進機構理事長
殿

氏名（法人にあっては名称及び代表者名）
住所
連絡先（電話番号，担当者名）

情報処理安全確保支援士試験免除対象学科等の認定を受けたいので、情報処理の促進に関する法律施行規則第3条第2項第5号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示第2条の規定に基づき、申請します。

備考．この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別表

分野	項目	項目数及び履修時間
一　セキュリティ（高度）	1　情報セキュリティ 2　情報セキュリティ管理 3　セキュリティ技術評価 4　情報セキュリティ対策 5　セキュリティ実装技術	すべての項目を履修し、その履修時間の合計が百十時間以上のもの
二　ネットワーク（高度）	1　ネットワーク方式 2　データ通信と制御 3　通信プロトコル 4　ネットワーク管理 5　ネットワーク応用	すべての項目を履修し、その履修時間の合計が二十時間以上のもの
三　応用	1　データベース 2　システム開発技術 3　ソフトウェア開発管理技術 4　サービスマネジメント 5　システム監査	すべての項目を履修し、その履修時間の合計が二十時間以上のもの

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、専門職大学に関する規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第二百二十九号

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第三十八条第六号の規定に基づき、同号に規定する経済産業大臣の認定等について次のように定める。なお、平成二十一年経済産業省告示第三百二号（情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号ロに規定する経済産業大臣が告示で定める民間資格及び同号ハに規定する経済産業大臣が告示で定める問題）及び平成二十八年経済産業省告示第二百六十号（情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号イの規定に基づく経済産業大臣が定める基本情報技術者試験に係る履修項目）は廃止する。

平成二十九年九月二十九日　経済産業大臣　世耕　弘成

情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示

（規則第三十八条第六号の規則第三十七条第一項別表の試験の科目に応じ情報処理に関して必要な知識及び技能を有する者等）

第一条　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下この項及び次項において「規則」という。）第三十八条第六号の規則第三十七条第一項別表に掲げる試験の科目に応じ情報処理に関して必要な知識及び技能を有する者として経済産業大臣が定める者は、情報処理システムに係る業務並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的知識を修得するための講座（以下「講座」という。）のうち経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下この項及び第四条において「機構」という。）が情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下第四条第二項において「法」という。）第二十九条第二項の規定により基本情報技術者試験の実施に関する事務（以下第四条第一項において「技術者試験事務」という。）を行う場合にあっては機構。以下同じ。）の認定を受けたもの（以下「認定講座」という。）を受講した者であって、当該認定講座を修了した旨の認定（以下「修了認定」という。）を受けた者（第七条による報告があった日から起算して一年以内に基本情報技術者試験を受ける場合に限る。）とする。

2　前項に規定する者に対しては、規則第三十七条第一項別表の基本情報技術者試験の項の第一号及び第二号に規定する科目を免除する。

（講座の認定の申請）

第二条　前条第一項の講座の認定を受けようとする者は、様式第一の申請書に次の各号に掲げる事項を記載した書類及び申請に係る講座の受講項目を定める計画（以下「受講計画」という。）に係る講義に使用する教材（以下本条及び第五条において単に「使用する教材」という。）を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

一　申請に係る講座の名称及び設置場所

二　申請に係る講座の運営実施体制

三　受講計画

四　使用する教材の名称及び概要

五　修了認定の基準（第五条第二項に規定する民間資格に係るものを含む。）

六　前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

（欠格事由）

第三条　次の各号のいずれかに該当する者は、第一条第一項の講座の認定を受けることができない。

一　成年被後見又は被保佐人

二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三　第九条の規定により登録を取り消され、当該取消しの日から二年を経過しない者

四　法人であって、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの